

決議案第1号

執行部が説明責任を誠実かつ適切に果たすことを求める決議

石岡市議会基本条例第 10 条において、提案される予算や決算の審議に当たっては市長等に対し、分かりやすい説明を行うよう求めるものとする。としている。また、地方自治法第 138 条の 2 では「執行機関の責務」として「予算その他の 議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」ことが規定されている。これらのことから、議会及び市民は市長に対して市政全般にわたる説明責任を求め、市長は議会及び市民に対して説明責任を果たす義務があるものと解される。しかるに今期定例会の一般質問及び予算及び複合文化施設建設特別委員会の質疑において、駅周辺整備事業を始めとする複数の事業において、不誠実かつ一貫性のない説明と答弁が指摘されることとなった。

令和 3 年第 1 回定例会以降、執行部による議会への不誠実な答弁 報告・説明に関する決議案は 5 回にわたり提案、可決されており、そのたびに市長以下幹部職員は、謝罪と再発防止を約束している。しかし、今期定例会でも再び同様の事案が繰り返されており、議会・市民に対する説明責任をどのように考え、事務に当たっているのか憂慮せざるを得ない状況に陥っており、谷島市長にはその責任を重くとらえることを強く求めるものである。

市民ホールを核とした複合文化施設をはじめ、総合保健センター、中央図書館、ふるさと歴史館、八郷運動公園プール等の建設事業に加え、教育施設の統廃合と施設改修等が目前に迫っており、今後の財政運営を考慮した場合、執行部の不誠実な説明や答弁を議会がこれ以上看過することは、市民に対する裏切り行為ともいえる。

そこで、執行部においては今期定例会で指摘された数々の不誠実な答弁・報告・説明の原因を調査し再発防止を図るとともに、令和 6 年度予算審議等での指摘に真摯に耳を傾け、今後は市長以下執行部が議会への説明責任を誠実かつ適切に果たすことを強く求めるものである。